

障害児通所支援 Q&A

申請・更新の手続きについて

Q1.受給者証の有効期限・更新はありますか？

A1.受給者証の有効期限は、原則本人の誕生日月の月末までとしています。なお、きょうだいでサービスを利用される場合は必ずしも誕生日月にならない場合があります。(原則サービスを利用する年長児の誕生月の月末までに合わせています)

Q2.更新の際に、必要な手続きがありますか？

A2.期限の3か月前の下旬頃に、ご自宅へ申請書を郵送しますので、期日までに再度申請をお願いします。松が谷福祉会館障害者自立支援センターへご予約の上、申請してください。

Q3.小学校入学時、新規に放課後等デイサービスを申請する場合、松が谷福祉会館が交付する「確認書」で申請が可能ですか？

A3.小学校入学時のみ、「松が谷福祉会館子ども療育室利用状況確認書(放課後等デイサービス)」で申請が可能です。但し、最初の更新申請の際は、医師の診断書が必要になりますので、ご準備をお願いします。

Q4.診断書にはどのような記載が必要ですか？意見書ではダメですか？

A4.診断名と療育の必要性についての記載がある書類の提出が必要になりますので、診断書が望ましいです。

Q5.診断書は更新のたびに提出が必要ですか？

A5.初回の申請後は、3年毎の提出をお願いしています。3年後の更新までの間に、障害者手帳を所持された場合は、以降の診断書の提出は不要となります。

Q6.診断書の有効期限はありますか？

A6.申請日時点で、発行日から3か月以内のものを有効としています。

Q7.受給者証の発行には、保護者の就労などの制限はありますか？

A7.保護者の就労等の制限はありません。本人の療育の必要性に応じて利用することが出来ます。

Q8.利用日数を増やしたい場合はどうしたらいいですか？

A8.変更申請が必要になります。松が谷福祉会館障害者自立支援センターへご予約の上、申請してください。

Q9.原則の利用日数月23日を超えて利用したい場合はどうしたらいいですか？

A9.申請前に、担当課にご相談ください。知的・身体➡障害福祉課、精神・難病➡保健予防課

原則の利用日数を超えて申請される場合は、受給者証の発行まで1か月以上かかることをご了承ください。

利用する事業所について

Q10.行く事業所が見つからなくても(or 決まっていなくても)申請できますか？

A10.申請時に1か月に利用する必要日数を確認します。見学や体験を行い、利用予定の事業所が決まった段階での申請をお願いします。

Q11.受給者証が使えるのは台東区内の事業所だけですか？

A11.台東区外の事業所の利用も可能です。

Q12.利用する事業所はどのように探したらいいですか？

A12.台東区内の事業所は台東区ホームページに掲載しています。

(URL:

<https://www.city.taito.lg.jp/kenkohukusi/shogai/syougaisyasetu/20170309009.html>)

台東区外の事業所の利用も可能です。都内の事業所は、東京都障害者サービス情報(URL:

<https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>)から検索することが可能です。

Q13.事業所を2つ以上利用することは可能ですか？

A13.受給者証に掲載されている利用日数以内であれば、複数の事業所を利用することは可能です。しかし、その際、1日に2事業所以上の利用はできません。1日1事業所のみとなります。また、受給者証に記載されている日数を超えてしまった場合は自己負担(10割負担)となります。

受給者証について

Q14.台東区内で引っ越したときに受給者証の住所を変える手続きは必要ですか？

A14.新しい住所への変更が必要です。受給者証発行先にお問い合わせください。

知的・身体➡障害福祉課、精神・難病➡保健予防課

Q15.受給者証に記載された保護者名が変わるときはどうしたらいいですか？

A15.保護者名の変更が必要です。受給者証発行先にお問い合わせください。

知的・身体➡障害福祉課、精神・難病➡保健予防課

Q16.受給者証をなくした(汚した)ときはどうしたらいいですか？

A16.受給者証の再発行が可能です。受給者証発行先にお問い合わせください。

知的・身体➡障害福祉課、精神・難病➡保健予防課

Q17.申請をしたのに受給者証が届きません。どこに問い合わせればいいですか？

A17.受給者証発行先にお問い合わせください。知的・身体➡障害福祉課、精神・難病➡保健予防課

転入・転出時の手続きについて

Q18.現在台東区外に住んでいて受給者証を持っていますが、近々台東区に転入を予定しています。転入後も続けて児童通所事業所・放課後等デイサービスを利用したいので、受給者証をすぐもらうにはどうしたらいいですか？

A18. 転入後すぐにサービスを利用する場合は、あらためて台東区(知的・身体➡障害福祉課、精神・難病➡保健予防課)で申請が必要です。まずは事前に現在お住いの自治体にご相談ください。

Q19.今台東区に住んでいて受給者証を持っていますが、転出を予定しています。転出前に台東区で手続きすることはありますか？

A19.台東区の受給者証は台東区に住民票がある日まで有効です。転出後、受給者証を台東区にご返却ください。引き続きサービスを利用する場合、転入日から転入先自治体から発行される受給者証が必要です。自治体により申請に必要な書類や受給者証発行にかかる時間が異なるため、事前に台東区(知的・身体➡障害福祉課、精神・難病➡保健予防課)及び転入先自治体へご確認ください。

その他

Q20.全ての事業所で受給者証が使えますか？

Q21.利用日の直前にお休みをすることになった時、キャンセル料はかかりますか？

Q22.お休みの連絡をいつまでにいれればキャンセル料がかからないですか？

Q23.送迎のある事業所は台東区内ならどの住所でも送迎してもらえますか？

A20~23.各事業所により異なります。利用している(利用予定の)事業所にお問い合わせください。

Q24.2 か所以上の事業所を利用したときは、それぞれに負担上限額までの支払いが必要ですか？

Q25.きょうだいが別々の事業所を利用したときは、それぞれに負担上限額までの支払いが必要ですか？

Q26.負担額上限管理の依頼は必ず必要ですか。

Q27.負担額上限管理を依頼する事業所の条件はありますか。

A24～27. 以下の①②に該当する場合、月の費用負担の上限が世帯の負担上限月額を超えないように、利用する事業所間で利用者負担を調整する「上限額管理」を事業所に依頼する必要があります。詳しくは事業所または受給者証発行先にご相談ください。知的・身体➡障害福祉課、精神・難病➡保健予防課

① 複数の事業所を利用する場合

② 複数の児童（兄弟・姉妹）が障害児通所支援サービスを利用する場合